

# 郵政民営化委員会 ご説明資料

2024年3月26日

一般社団法人全国地方銀行協会

## 郵政民営化法

## 第2条（基本理念）より抜粋

「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、  
「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」

この趣旨を踏まえ、郵政民営化にあたっては、次の点が重要

✓ 公正な競争条件  
の確保

✓ 適正な経営規模  
への縮小

✓ 地域との共存

**ゆうちょ銀行が政府との間接的な資本関係を維持したまま、  
経営規模を縮小しないままに、  
新たな子会社の設立等を認めることには慎重であるべき**

# 1 公正な競争条件の確保

政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えない。

ゆうちょ銀行の株式は、日本郵政が61.5%を保有。

郵政民営化法  
(第7条)

ゆうちょ銀行の株式は、  
「全部処分を目指し、できる  
限り早期に処分する」

日本郵政グループ  
中期経営計画  
「JPビジョン2025」  
(2021年5月)

ゆうちょ銀行の株式について、  
「できる限り早期に保有割合  
50%以下を目指す」  
⇒ その後については、  
「検討を進めていく」

「郵政民営化の進捗状  
況についての総合的な  
検証に関する郵政民営  
化委員会の意見」  
(2024年3月)

日本郵政に対し、  
「令和7年度までに保有割合  
が50%以下になるよう、着実  
な処分の実施が重要である」

早期にゆうちょ銀行の  
完全民営化（株式の全  
部処分）に向けた具体  
的な計画が示され、  
その実行が担保される  
必要がある。

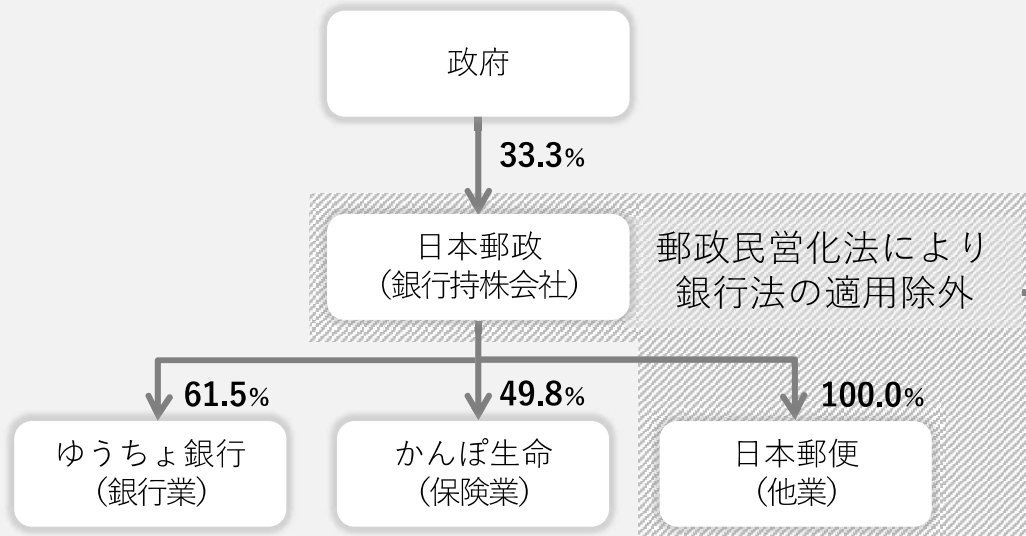
- 2012年の郵政民営化法改正時の参議院附帯決議：「日本郵政は、ゆうちょ銀行を含む金融2社の全株式売却に向けての具体的な説明責任を果たすよう努めるべきである」旨が記載されている。

# 1 公正な競争条件の確保

日本郵政グループは、民間の銀行グループには認められていない不動産等の非金融業務と、金融2社の金融業務をグループ一体となって推進しており、公正な競争条件が確保されていない。

## 日本郵政グループ

〔数字は株式保有割合。2024年3月現在〕



- 銀行法：銀行持株会社に対しては、子会社も含めた業務範囲規制が課されている（銀行法第52条の21、第52条の21の2、第52条の23、第52条の23の2、第52条の24）。
- 郵政民営化法：銀行法の特例として、日本郵政がゆうちょ銀行を子会社とする銀行持株会社である場合は、業務範囲規制等は適用されない（第64条、第65条、第66条）。

〔出所：日本郵政グループ各社の公表資料に基づき、当協会作成〕

企業名	主な業務
日本郵政	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グループの経営戦略策定</li> <li>• 不動産業...日本郵政不動産（日本郵政の子会社）が実施</li> <li>• 病院（通信病院）の運営</li> <li>• 宿泊施設（かんぽの宿）の運営</li> </ul>
日本郵便	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 郵便・物流</li> <li>• 金融窓口業務</li> <li>• 国際物流</li> <li>• 物販</li> <li>• 生活支援サービス（みまもりサービス等）</li> </ul>
ゆうちょ銀行	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 銀行業</li> </ul>
かんぽ生命	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保険業</li> </ul>

国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求める。

### 預入限度額

2019年4月、通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げ

- 2021年4月より、貯金獲得に係るインセンティブは撤廃

### 新規業務

2021年4月にフラット35の直接取り扱い等、2022年3月に投資一任契約の締結の媒介業務について、それぞれ認可。

政府との間接的な資本関係を維持し、**完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、立て続けに、預入限度額が引き上げられたり、新規業務が認可されてきたことは誠に遺憾。**

民間金融機関においても投資専門子会社を設立・保有している中、今回のゆうちょ銀行による新たな子会社保有は、民間金融機関との競合を誘発するおそれがある。

完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、新たな子会社保有の認可申請を認めることには慎重であるべき。

### 【地方銀行の主な投資専門子会社】

〔当協会協調べ〕

- |                            |                           |
|----------------------------|---------------------------|
| • いわぎん未来投資（岩手銀行）           | • 静岡キャピタル（しずおかF G）        |
| • いわぎん事業創造キャピタル（岩手銀行）      | • NOBUNAGAキャピタルビレッジ（十六銀行） |
| • 七十七パートナーズ（七十七銀行）         | • 百五みらい投資（百五銀行）           |
| • あきぎんキャピタルパートナーズ（秋田銀行）    | • 京都キャピタルパートナーズ（京都銀行）     |
| • フィデアキャピタル（フィデアHD）        | • 池田泉州キャピタル（池田泉州HD）       |
| • やまがた協創パートナーズ（山形銀行）       | • 南都キャピタルパートナーズ（南都銀行）     |
| • 常陽キャピタルパートナーズ（常陽銀行）      | • ちゅうぎんキャピタルパートナーズ（中国銀行）  |
| • ウイング・キャピタル・パートナーズ（足利銀行）  | • ひろぎんキャピタルパートナーズ（ひろぎんHD） |
| • ぐんま地域共創パートナーズ（群馬銀行）      | • 山口キャピタル（山口F G）          |
| • 第四北越キャピタルパートナーズ（第四北越F G） | • 阿波銀キャピタル（阿波銀行）          |
| • 八十二インベストメント（八十二銀行）       | • 百十四共創投資（百十四銀行）          |
| • QRインベストメント（北國銀行）         | • FF G成長投資（ふくおかF G）       |
| • ふくいキャピタルパートナーズ（福井銀行）     | • かぎん共創投資（鹿児島銀行）          |



郵政民営化法は、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行の株式の全部処分を目指し、できる限り早期に処分することを求めている。



日本郵政がゆうちょ銀行の株式の全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすとともに、その確実な実行が担保される必要があると考えている。



それがないままに、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げたり、業務範囲を拡げたりすべきではない。

今後、郵政民営化委員会および関係当局においては、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討が行われることを希望する。

# (参考) 地方銀行とゆうちょ銀行

一般社団法人全国地方銀行協会  
Regional Banks Association of Japan

地方銀行 62行

ゆうちょ銀行

店舗数

**7,833 店**  
(1行平均 126店)

**23,642 店**  
(銀行代理業を営む郵便局を含む)

ATM台数

**29,062 台**  
(1行平均 469台)

**31,454 台**

役職員数

**122,569 人**  
(1行平均 1,977人)  
(1店舗平均 15.6人)

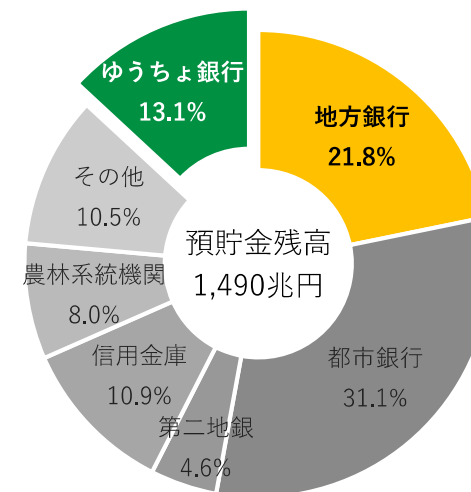
**92,349 人**  
(郵便局窓口事業従業員数を含む)  
(1店舗平均 3.9人)

預貯金

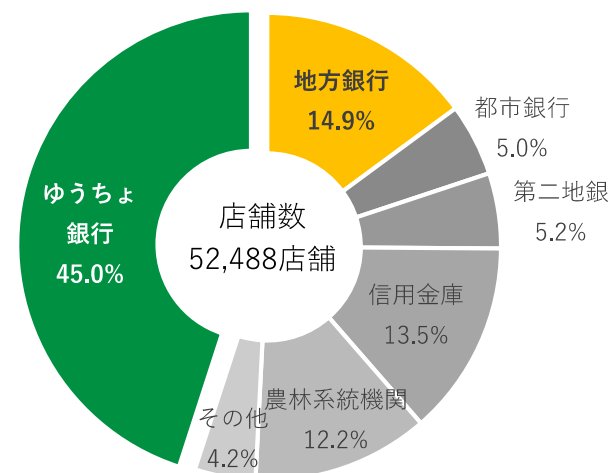
**324 兆円**  
(1行平均 5兆2,372億円)

**194 兆円**

預貯金シェア (2023年3月末)



店舗数シェア (2023年3月末)



[2023年3月末現在]